



九度山町
議会議員

こんにちは 伊丹俊也 です

伊丹俊也の活動報告

《連絡先》伊丹俊也
〒648-0101 九度山町九度山747-32
TEL&FAX 0736-26-7382
e-mail itami_t@mth.biglobe.ne.jp

伊丹俊也活動報告2016年8月号
2016年8月31日発行 No.1

安倍政権 ねらう

医療・介護改悪ごい押し

地方から改悪を許さない声を上げよう

医療・介護分野での改悪メニュー	
高齢者への負担増	75歳以上の窓口負担を2割に。自己負担の上限額引き上げ。介護保険の利用料を2割に
3割を超える負担に道	「かかりつけ医」以外に定額負担。先発医薬品に負担増
保険給付の縮小	要介護1・2の生活援助など保険外し。福祉用具貸与の自己負担。市販類似薬の保険外し
「地域差」をなくす	病床削減・在宅復帰を促進。一般病床に居住費導入。介護認定率縮小など

安倍政権は、参院選が終わったのを受けて社会保障の改悪を一気にごり押しする構えです。医療・介護分野では、あらゆる世代に負担増と給付減を押し付ける改悪案をまとめようとしています。

安倍政権が進めようとしているのは、「公平」の名による高齢者への大負担増です。

75歳以上の医療負担を1割から2割へ引き上げます。すでに70歳〜74歳は2割に引き上げている最中です。70歳以上の医療保険や、介護保険の自己負担上限も引き上げます。

後期高齢者医療保険料

「特例軽減」廃止で保険料が2〜10倍に

75歳以上の後期高齢者医療保険料の「特例軽減」も廃止。低所得者保険料が2倍〜10倍に急増します。介護保険利用料も1割から2割に上げる計画です。負担増は「世代間の公平」が理由です。しかし、年齢が高くなるにつれ医療費は増えますが、収入は減少します。受診抑制をひどくし、重症化で医療費を増やすだけです。

安倍政権の医療・介護の大改悪案に厳しい批判の声

1割負担から2割への引き上げなど高齢者への医療負担に対しても、75歳以上の人の年金収入は多くない。一気に負担を高くするのは反対だ（日本医師会）、高齢者の所得格差がある。低所得者への配慮は十分、検討すべきだ（全国市長会）との表明が出されています。

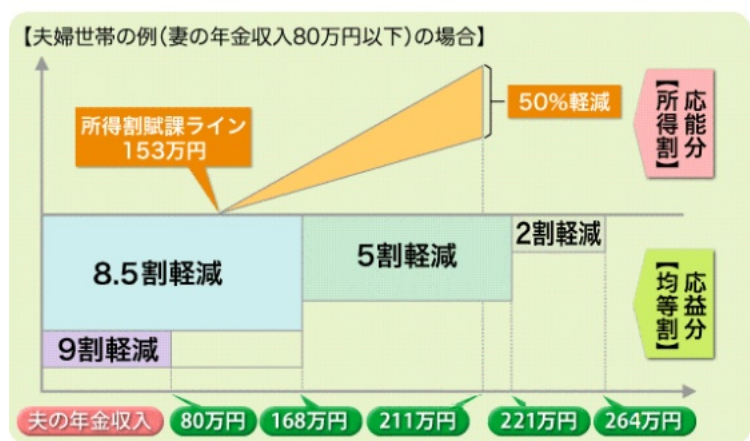
「これ以上の負担増には耐えられない」 この住民の声に九度山町議会は応えるべき 4 議会連続の請願“先送り”は許されない

請願3議会連続で“先送り”

後期高齢者医療保険料の「抑制」と、保険料軽減特例継続を求める2件の請願が九度山町議会に提出され、昨年12月議会で受理されていますが、今年の6月議会まで3議会連続で継続審査つまり結論が先送りされています。これら請願を審査しているのは産業厚生常任委員会（玉置秀次委員長）です。私は、3月議会と6月議会の本会議で委員長に継続審査の理由を質しました。委員長答弁は「経過を見守りたいので継続審査に」というものでした。

和歌山県後期高齢者医療制度広域連合議会で値下げ・特例軽減継続が決定しているのになぜ？

和歌山県の後期高齢者医療制度の保険料は今年2月に開かれた和歌山県後期高齢者医療制度広域連合議会で、2016年度・2017年度の保険料の値下げや特例軽減継続の議案が可



年金収入でみた軽減イメージ(県広域連合HPより)

決成立しています。広域連合議会で結論が出ているのに何を“見守る”のでしょうか？

★裏面に続く

ブログ開設中
「Good Morning, 九度山」
<http://licitami.at.webry.info/>

日本共産党発行
しんぶん 赤旗
日刊●月 3497円
日曜版●月 823円

「特例軽減」が行なわれる理由

後期高齢者医療の保険料は、加入者全員が負担する部分(応益分:均等割)と、年収によって負担額が決まる部分(応能分:所得割)で成り立っています。低所得者には、負担部分が最大7割軽減されることになっていましたが、それでも負担が厳しいので、制度導入時の2008年度から負担を緩和する特例がされました。夫婦世帯で夫の年金収入が年80万円以下で9割軽減、80万円〜186万円以下は、8.5割軽減で、その対象者できわめて低い所得の世帯です。(表面の図を参照)

「払いたくても払えない」 重い負担に苦しむ高齢者

後期高齢者医療の保険料負担は深刻です。保険料徴収は年金からの天引きが原則です。しかし無年金者や年金受給額が年間18万円以下の人、介護保険料の天引き額と後期高齢者医療保険料が年金受給額の5割を超える人については年金天引きをせず、納付書や口座振替による「普通徴収」となります。このように、普通徴収となる高齢者の方の年金収入は少額であり、そもそも滞納となる可能性が高いのが

実態です。厚生省調査では滞納者数は約23万8千人で、「短期保険証」を発行された高齢者は2万3300人余と過去最多を更新しました。ほとんどは年金からの天引き対象になっていない低年金・低所得の高齢者とみられます。後期高齢者医療制度では、原則として滞納が一年間続くと最悪の場合、医療費窓口負担がいったん10割となる「被保険者資格証明書」(資格証明書)が発行され、事実上の「無保険」となる可能性があります。

住民の声を代弁するのが 地方議員・議会の役割

負担に苦しむ高齢者がこれほどいるなかで後期高齢者医療保険料の軽減措置を廃止し、さらには上げようとたくらむ安倍政権の社会保障切り捨てに私は反対します。

後期高齢者医療制度に対する考えは違っても、重い保険料負担に苦しむ住民に代わり、その声を政府に届けるのが、住民にいちばん身近にいる地方議員、地方議会の役割ではないでしょうか？



6月30日、九度山町議会議員の期末手当(6月支給分)が支給されました。私に支給されたのは269,500円です。ここから所得税が源泉徴収されます。町議会議員の期末手当は、町条例に基づき以下の計算方法で算出されます。

●九度山町議会議員の議員報酬及び費用弁償条例(昭和38年6月29日 条例第68号)

- 第5条 議長、副議長および議員で6月1日及び12月1日(以下、この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する者に期末手当を支給する。
- 2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在における議員報酬月額に6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、この場合において、期末手当は、議員報酬月額に100分の10を乗じて得た額を算定基礎になる議員報酬月額に加算することができる。(以下略)

これにより私の期末手当は次の計算式で算出されます。

【6月支給分】 議員報酬200,000円+加算分20,000円×122.5/100=269,500円

【12月支給分】 議員報酬200,000円+加算分20,000円×137.5/100=302,500円 となります。

なお、議員報酬月額は次の通りです。

議長 270,000円 副議長 220,000円 議員 200,000円

九度山町議会議員の議員報酬(議長・副議長を除く)年額は次の通りとなります。

議員報酬 200,000円×12か月=2,400,000円

期末手当 269,500円+302,500円=572,000円 合計 2,972,000円

つまり私の九度山町議会議員としての年収は2,972,000円です。これに加えて費用弁償というのが支給されます。費用弁償は、本会議開催日以外に開催された常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・全員協議会・議会広報編集委員会に出席した場合に、1日につき1,000円支給されます(第4条)。私の場合、2015年度で13,000円支給されました。

なお、常任委員会(総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会)および議会運営委員会の委員長には、別途委員長手当として月額5,000円が支給されます。(第6条)